

# 令和5年度潟上市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

## 1 趣旨

本方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）の受注の機会の増大を図るため、本市における施設等の物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために定める。

## 2 適用範囲

本方針の適用範囲は、潟上市の全組織とする。

## 3 方針の対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、法第2条第4項に規定する施設とする。

## 4 方針の対象となる物品等

### (1) 物品

- ア 食品類
- イ 農作物類
- ウ 小物雑貨類
- エ その他施設等が提供可能な物品

### (2) 役務

- ア 清掃・施設維持管理
- イ 印刷・書類封入作業
- ウ その他施設等が提供可能な役務

## 5 調達の目標

調達の目標額は、前年度の調達実績額を上回ることとする。

## 6 調達の推進方法等

次により、施設等からの物品等の調達を推進する。

- (1) 福祉保健部社会福祉課は、施設等からの提供可能な物品等の内容など調達の推進に必要な情報を収集し、庁内全組織へ情報提供する。

また、必要に応じて調達推進に向けた連絡調整等を行う。

(2) 庁内全組織において、前項に基づく情報を活用し、施設等への発注可能な物品等について十分に検討し、発注の推進に努める。

なお、発注に当たっては、当該施設等の物品等の提供能力等に十分に配慮し、納期の確保や発注量等の仕様の策定について適切な取り扱いに努める

(3) 物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令及び潟上市契約規則等の関係規定に基づき、予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約等を活用しながら行う。

## 7 調達方針及び調達実績の公表

本方針及び調達実績は市ホームページ等を通じて公表し、必要に応じて見直しを行うものとする。